

生活の情報

令和元年(2019年)9月 NO. 2

鎌倉市市民相談課
鎌倉市消費生活センター
電話 24-0077

預金口座からの身に覚えのない 引き落としに注意しましょう！



©神奈川県 2013

銀行の通帳を記帳したら、利用した覚えのないクレジットカードの利用料金や、解約・退会したはずの月会費が引き落とされていたなどの相談が寄せられています。

＜事例 1＞クレジットカードが不正利用され、口座から引き落とされていた！

預金通帳を記帳したら、クレジットカード会社名で高額な引き落としがされていた。あわててクレジットカードの利用明細を確認したら、知らない会社から、身に覚えのない30万円の請求が記載されていた。利用した覚えはなく、不正利用と思うので、返金してほしい。

◎クレジットカードの請求書を確認しましょう

事例は、クレジットカード情報が漏えいされたことにより、不正利用されたと思われます。クレジットカードの場合、盗難保険が適用されます。但し、生年月日など、他人に推測されやすい暗証番号の場合や、一定期間経過した場合などは補償の対象外となることがあります。

クレジットカードの毎月の請求書をよく確認し、身に覚えのない請求があった場合は、早急にクレジットカード会社に申し出ましょう。

＜事例 2＞数年前にやめたスポーツクラブの会費が、引き落とされていた！

最近、毎月同じ金額が預金口座から引き落とされていることに気づいた。問い合わせをしたところ、数年前にやめたスポーツクラブの会費だとわかった。通帳はスポーツクラブ名の記載がなかったのでわからなかった。クラブに返金を求めたが、退会届が出されていないので返金できないと言われた。

◎預金口座からの引き落としを定期的に確認しましょう

事例は、退会したはずのスポーツクラブの会費が引き落とされていたのを、数年間気づかなかったというものです。規約には、「退会は前月の10日までに退会届を提出する」と記載されており、退会届が提出されていなかったため、退会は認められず、返金はされませんでした。クラブ入会時には、規約をしっかりと確認するとともに、預金口座からの引き落としを定期的に確認しましょう。

こんな相談もありました！

契約した覚えのない新聞購読料が毎月引き落とされていた！

「半年ぶりに通帳を記帳したら、4か月前から新聞代が毎月引き落とされていた。新聞購読は1年前に止めて、新たな契約はしていないし、配達もされていない。新聞店へ申し出たが、返金されない」という相談が寄せられました。

当所から新聞店に問い合わせ、契約がされていないことを確認し、返金されることになりました。

不正利用や不要な引き落としを防ぐ注意点

1. クレジットカードの請求は、毎月、必ず確認しましょう

クレジットカードの利用明細を確認し、利用した覚えのない請求は、すぐにクレジットカード会社へ連絡しましょう。引落とし後の返金は、難しくなります。

2. 銀行等の通帳は、こまめに記帳し、確認しましょう

心当たりのない引き落としがないか、通帳を記帳し、確認しましょう。また、通帳を長期間記帳しないしていると、合算されて確認が難しくなることがあります。

3. ID、パスワードなどの変更メールには気をつけましょう

ネット通販会社、クレジットカード会社からのメールを装い、ID、パスワード等の個人情報を盗み、不正利用されるフィッシング詐欺が多発しています。

不審なメールやSMSが届いても、安易に対応せず、消費生活センターに相談してください。

鎌倉市消費生活センターのご案内

★ 市内に在住、在勤、在学の方のご相談を受けています。
来所またはお電話でご相談下さい。

◆ 時間 9:30～16:00

月～金(祝日・年末年始は除く)

※時間に余裕をもって、ご相談ください

◆ 電話 0467-24-0077(直通)

◆ 場所 市役所 1階 44番窓口

消費生活センターは、
消費者と事業者との間で発生した
トラブルに関する相談や問
い合わせを受け付けています。

